

岐阜県意欲と能力のある林業経営者選定・登録・公表要領

平成 31 年 3 月 28 日森第 890 号林政部長通知
令和 2 年 10 月 5 日森第 499 号林政部長通知
令和 3 年 9 月 27 日森第 438 号林政部長通知
令和 6 年 3 月 29 日森経第 898 号林政部長通知

(目的)

第 1 この要領は、「森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）（以下「法」という。）」、「森林経営管理法施行規則（平成 30 年農林水産省令第 78 号）」、「森林経営管理法の運用について（平成 30 年 12 月 21 日付け 30 林整計第 713 号林野庁長官通知）」、「森林経営管理制度に係る事務の手引きについて（平成 30 年 12 月 21 日付け 30 林整計第 714 号計画課長通知）」に基づく意欲と能力のある林業経営者の選定・登録・公表について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 1 意欲と能力のある林業経営者（以下「林業経営者」という。）とは、法第 3 6 条に規定する民間事業者とする。
- 2 法第 3 6 条に規定する民間事業者とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業員職員により又は他者への請負により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営者とし、森林組合、会社、個人経営等の組織形態を問わないものとする。

(要件適合の判断基準)

第 3 法第 3 6 条第 2 項に規定する要件に適合するか否かを判断する項目とその基準については、別表 1 のとおりとする。

(申請者の資格)

第 4 申請者は、県内に本店又は支店が存在する法人又は個人とし、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 森林経営計画の樹立者（森林法第 1 1 条又は第 1 9 条に基づき認定を受けた者）

(2) 申請者に以下のいずれかの資格者が従事していること

① 施業プランナー（県が実施した施業プランナー養成基礎研修又は施業プランナー育成研修を修了した者）

② 森林総合監理士（森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者）

③ 岐阜県地域森林監理士（岐阜県地域森林監理士認定要領に基づき認定を受けた者）

④ 森林施業プランナー（森林施業プランナー協会から認定を受けた者）

(3) 森林経営計画策定能力のある者と協力連携のある者

2 前項の「森林経営計画策定能力のある者」とは、(1) 又は (2) の①から④の資格者若しくは資格者が従事する法人を示すものとする。

(選定の申請)

第5 経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者は、別に定める日までに、知事に対し、次の掲げる書類(別記様式1)を、法人及び個人の事務所が所在する地域を所管する農林事務所を經由の上、正副1部を提出するものとする。

2 申請書には次の掲げる書類を添付するものとする。ただし、当該申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律第5条により認定された事業主である場合、申請内容の変更がないものについて、③、⑨を省略することができるものとする。

ア 申請に係る添付書類

- ① 森林経営計画認定書の写し(過去に認定を受け申請時点で有効なもの1件)
- ② 前項第4の(2)の各号に該当することが確認できる書類の写し(代表的なもの1件)

イ 経営管理に関する添付書類

- ③ 登記事項証明書(法人の場合)(取得から3ヶ月以内のもの。写し可)
- ④ 住民票の写し(個人の場合)(取得から3ヶ月以内のもの。写し可)
- ⑤ 共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し(該当がある場合)
- ⑥ 主伐後の再造林の確保に関して連携する林業事業者との協定書等の写し(該当がある場合)
- ⑦ 請負契約書の写し等事業実績が確認できる書類(該当がある場合)
- ⑧ 伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し(該当がある場合)
- ⑨ 社会・労働保険への加入状況が確認できる書類(該当がある場合)
- ⑩ 修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類(該当がある場合)

ウ 経理的な基礎に関する添付書類

- ⑪ 貸借対照表及び損益計算書の写し(直近3年分)(法人の場合)
- ⑫ 青色申告決算書等の写し(直近3年分)(個人の場合)
- ⑬ 中小企業診断士又は公認会計士による経営診断書等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類(直近の事業年度において債務超過の状態となっている場合)

3 知事は、申請書の情報を整理するとともに、民間事業者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村に対し、民間事業者に関する情報を提示し、推薦照会するものとする。

4 市町村長は、知事から推薦照会のあった民間事業者の中から、選定・登録する民間事業者としてふさわしい者を別記様式2により推薦することができるものとする。

(選定審査)

第6 知事は、提出書類により第3の基準に適合しているかどうかを審査する。

2 知事は、選定審査に際し、必要に応じ申請者に対して追加の情報提供を求めることができるとともに、外部の有識者に意見を求めることができるものとする。

3 知事は、選定審査に際し、市町村長からの推薦を考慮するものとする。

(選定・登録・公表の実施)

第7 知事は、第6の規定により、適合していると認めたときは、遅滞なく、申請者に対し選定通知書(別記様式3)を通知するとともに、経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村に対し、その写しを送付するものとする。

2 知事は、次に掲げる項目について、意欲と能力のある林業経営者選定・登録簿(別記様式4)(以下、

「選定・登録簿」という。)に登録するものとする。

①基本情報(商号又は名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地)

②登録番号、登録年月日、登録期間

③活動区域(経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村名)

3 知事は、県ホームページにおいて、意欲と能力のある林業経営者選定・登録リスト(別記様式5)(以下、「公表リスト」という。)を公表するものとする。

4 知事は、第6の規定に適合していないと認めたときは、遅滞なく、申請者に対し非選定通知書(別記様式6)を通知するものとする。

(公表の有効期間)

第8 第7による選定・登録簿への登録、公表の有効期間は最大で5年以内とする。

2 登録、公表の延長を希望する場合は、有効期間終了日の2ヶ月前までに、第5に基づき申請するものとする。

3 延長希望に係る選定審査については、第6の審査に準ずる。

(変更の申請)

第9 林業経営者は、第7の2による選定・登録簿の記載事項に変更があったときは、別記様式7により、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の規定により変更申請があったときは、第3で定める基準に照らし、適切と判断した場合は、これを承認し、その旨を別記様式8により申請者に通知するものとする。なお、軽微な変更にあつては、別記様式9による届出書の受理をもって変更の承認に代えるものとする。

(選定、登録、公表の取消)

第10 知事は、選定・登録簿に記載されている林業経営者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その選定、登録及び公表を取り消すものとする。

①別表1の1のアの(8)コンプライアンスの確保の項目に該当することが確認された場合

(但し、これに該当する場合でもその内容が軽微な場合は、登録の取消は行わず、登録の停止とする場合がある。)

②認定経営者が個人の場合にあつてはその死亡、法人の場合にあつてはその消滅、解散等が確認された場合

③選定・登録簿に掲載された林業経営者からの申出があつた場合

④申請又は変更の届出の内容に虚偽が確認された場合

⑤登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかつた場合

2 林業経営者は、前項①、③に該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を知事に報告するものとする。

3 知事は、第1項の規定による認定の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を別記様式10により、林業経営者に通知するとともに、「選定・登録簿」、「公表リスト」を修正するものとする。ただし、②の個人であつてその死亡が確認された場合は除く。

(登録の停止)

第11 知事は、第10の①で定める基準に適合しなくなつた場合であっても、その期間が短期間(国、県

又は市町村から、入札参加の資格停止期間が半年以内) など、軽微な内容と判断される場合には、登録の停止とすることができる。なお、軽微な内容と判断される場合には、林業経営者は、別記様式11を、知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、前項の規定により登録を停止した時は、その旨を別記様式12により、林業経営者に通知するとともに、「選定・登録簿」、「公表リスト」を修正するものとする。

(実行管理)

第12 林業経営者は、翌年度の5月末までに、別記様式13により、農林事務所を經由のうえ、知事に活動状況を報告するものとする。

- 2 知事は、前項の報告内容を確認し、必要に応じ、改善指導を行うことができるものとする。
- 3 再委託を受けた林業経営者は、遅滞なく、別記様式14により、農林事務所を經由のうえ、知事に報告するものとする。

(個人情報の管理)

第13 知事は、登録された個人情報について適正に取り扱わなければならない。

附則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年10月5日から施行する。
- 3 この要領は、令和3年9月27日から施行する。
- 4 この要領は、令和6年3月29日から施行する。